

災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金

融資 機関	資金区分（主な資金用途等）	貸付対象者	貸付限度額	償還期限（年）		問い合わせ先
					うち据置（年）	
公庫 資金	◎農林漁業セーフティネット資金 災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	主業農業者等	600万円又は年間経営費等の6/12	15年以内	3年以内	㈱日本政策金融公庫
	◎農林漁業施設資金（災害復旧） 農業用施設・農機具等の復旧、果樹の改植・補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧	農業者等	負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額	15～25年以内	3～10年以内	㈱日本政策金融公庫
	◎農業基盤整備資金（基盤の復旧） 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧	農業者等	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	25年以内	10年以内	㈱日本政策金融公庫
	◎農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン） 農林漁業施設の取得等、災害等を受けた農林業者の経営の案定を図るのに必要な資金	農業者等 認定農業者	1億円又はみなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額のいずれか低い額	農業者等 18年以内 認定農業者等 5年1か月以上 20年以内	農業者等 8年以内 認定農業者 期限一括償還	㈱日本政策金融公庫
	◎農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 農地・牧野・農業用施設・農機具等の取得、長期運転資金	認定農業者	個人 3億円 法人 10億円	25年以内	10年以内	㈱日本政策金融公庫
	◎経営体育成強化資金 農地・牧野・農業用施設・農機具等の取得、長期運転資金	主業農業者等	個人 1億5,000万円 法人 5億円	25年以内	3年～10年以内	㈱日本政策金融公庫
民間 金融 機関	◎農業近代化資金 農地・牧野・農業用施設・農機具等の復旧	認定農業者 主業農業者等	個人 1,800万円 法人 2億円	7～15年以内	2～7年以内	農業協同組合等